

埼玉県居宅介護支援事業所等における 複数訪問補助金よくある質問

【目次】

1 対象事業所について

- Q 1 県内の事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。
- Q 2 「指定介護予防支援」が補助対象になるとあるが、地域包括支援センターは対象となるのか。

2 申請方法について

- Q 3 申請にあたって、事前協議や事前の交付申請といった手続きは必要か。
- Q 4 当法人は複数事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。
- Q 5 申請の際、1 か月分ごとに申請するのか、それとも年間分まとめて申請するのか。

3 補助対象について

- Q 6 補助対象となる「複数訪問」とは具体的に何名なのか。
- Q 7 介護予防支援業務を担当する看護師や社会福祉士の訪問に同行する場合でも補助対象となるのか。
- Q 8 交付要綱第2条第1項（2）「暴力行為等」の「暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等」の等とはこういったものが含まれるのか。
- Q 9 交付要綱第4条第1項（1）「利用者等による暴力行為等から介護支援専門員等の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認める場合」の判断基準は。
- Q 10 交付要綱第2条第1項（4）「ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得るための研修」とは具体的に何を指すのか。

4 対象経費について

- Q 11 訪問回数の制限はあるのか。

5 補助金額について

- Q 12 別表1に掲げる資格を有しているが、その業務に従事していない場合、どうなるのか。
- Q 13 別表1の「介護員養成研修等の修了者」の等は他に何が含まれるのか。
- Q 14 別表1の「福祉の専門性を有する者と認められる者」とは、具体的に何

を指すのか。

6 対象時期について

Q15 交付要綱第7条ただし書き「補助対象者は事業期間を必要最小限の時期とするよう努める」とあるが、目安はあるのか。

Q16 Q15で事業期間の目安は3か月とあるが、それ以上の事業期間を設けることは可能か。

7 その他について

Q17 交付決定を受けた後に訪問回数が増えた（減った）場合、どうすればいいか。

1 対象事業所について

Q 1 県内の事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。

A 対象となります。

Q 2 「指定介護予防支援」が補助対象になるとあるが、地域包括支援センターは対象となるのか。

A 地域包括支援センターの運営を受託する法人の職員が、介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うために訪問する場合は対象となります。

また、介護予防支援業務について地域包括支援センターから委託を受けている指定居宅介護支援事業所についても対象になります。

ただし、市町村直営の地域包括支援センターの場合はいずれも対象になりません。

2 申請方法について

Q 3 申請にあたって、事前協議や事前の交付申請といった手続きは必要か。

A 事前協議は必要ありませんが、原則として事前に補助金交付申請書とチェックリストの提出は必要となります。

ただし、緊急等の場合は事後申請でも受け付ける場合があります。

Q 4 当法人は複数事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。

A 同一法人については、補助金交付申請は法人単位で行い、複数の事業所がある場合は一括して申請してください。

ただし、申請後に新たに複数訪問すべき事案が発生した場合、事業所単位で追加申請することは可能です。

Q 5 申請の際、1 か月分ごとに申請するのか、それとも当該年度分まとめて申請するのか。

A 当該年度分まとめて申請を行ってください。

3 補助対象について

Q 6 補助対象となる「複数訪問」とは具体的に何名なのか。

A 訪問者 1 名と同行者 1 名による訪問を指します。仮に同行者が 2 名以上いる場合でも、同行者 1 名のみの補助金しか交付されません。

Q 7 介護予防支援業務を担当する看護師や社会福祉士の訪問に同行する場合でも補助対象となるのか。

A 今回の補助は、介護支援専門員が利用者等の暴力行為等に対応する場合の支援が目的であるため、介護支援専門員が居宅介護支援等の業務で利用者宅を訪問するにあたって、同行した場合にのみ補助対象となります。

【具体例】

	訪問者（1 人目） ※介護報酬の対象	同行者（2 人目） ※県補助金の対象	補助の対象・ 対象外の別
ケース 1	介護支援専門員	介護支援専門員	対象
ケース 2	介護支援専門員	別事業所の施設長・ 事務職員	対象
ケース 3	介護支援専門員	民生委員	対象
ケース 4	看護師	介護支援専門員	対象外

Q 8 交付要綱第 2 条第 1 項（2）「暴力行為等」の「暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等」の等とはどういったものが含まれるのか。

A 器物破損行為、恐怖や脅威を与える行為、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該就業者の就業環境が害される顧客等の言動を指します。

Q9 交付要綱第4条第1項(1)「利用者等による暴力行為等から介護支援専門員等の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認める場合」の判断基準は。

A 利用者等の暴力・ハラスメントの状況等を踏まえ、個別に判断します。具体的には、利用者等による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損、脅迫などの具体的な事案の有無や程度、関係機関（警察、医療機関、市町村など）との連携状況等を総合的に勘案します。

単に怖そうといった主観的なもののみではなく、例えば民生委員から事前に情報提供があった場合等、ある程度客観的な裏づけがあるケースを想定しています。

Q10 交付要綱第2条第1項(4)「ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得るための研修」とは具体的に何を指すのか。

A 県その他の団体が実施する研修を指します。

埼玉県では、e-learning研修（受講時間90分）を実施していますので、御活用ください。

(<https://kaigo-next.pref.saitama.lg.jp/harassment-training.php>)

4 対象経費について

Q11 訪問回数の制限はあるのか。

A 事前に回数制限は設けていませんが、「予算の範囲内において」実施するため、全体の申請数によっては制限される場合があります。

5 補助金額について

Q12 別表1に掲げる資格を有しているが、その業務に従事していない場合、どうなるのか。

A 当該資格に関する業務への従事の如何にかかわらず、別表1に該当する者の補助基準額になります。

Q13 別表1の「介護員養成研修等の修了者」の等は他に何が含まれるのか。

A 介護福祉士実務者研修がこれに該当します。

Q14 別表1の「福祉の専門性を有する者と認められる者」とは、具体的に何を指すのか。

A 老人福祉施設の施設長（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）第5条第1項）を指します。

6 対象時期について

Q15 交付要綱第7条ただし書き「補助対象者は事業期間を必要最小限の時期とするよう努める」とあるが、目安はあるのか。

A 3か月を目安の期間として想定しています。本件補助金の事業期間は、当該暴力・ハラスメント事案に関し、地域包括支援センターやカスタマーハラスメント総合相談窓口への相談などを通じて、根本的な問題解決に向け、関係者と連携して検討・対応するための猶予期間と位置づけているためです。

Q16 Q15で事業期間の目安は3か月とあるが、それ以上の事業期間を設けることは可能か。

A 個別の事案にもよるかと思いますが、特別な事情がある場合は相談に応じるため、お早めに県高齢者福祉課へ電話連絡（048-830-3232）をお願いします。

7 その他について

Q17 交付決定を受けた後に訪問回数が増えた（減った）場合、どうすればいいか。

A 個別に対応を判断するため、交付決定を受けた内容に変更の可能性がある場合は、様式第4号の提出とともに、お早めに県高齢者福祉課へ電話連絡（048-830-3232）をお願いします。